

古代東北における城柵と郡界に関する問題

山 田 安 彦

一、基本的視角

本研究は、筆者が従来から試みている律令国家と蝦夷との漸移地帯における地域構造の推移に関する研究(1)の一環をなすものである。

しかし、今回の研究の直接的な目的は、その漸移地帯において、律令国家の東北開発の拠点として、また、対夷政策の基地として重要な役割を果たした城柵の政治的行政的管理範囲と郡界との関係の一端を究明することにある。

そこで、その漸移地帯を究明するのに、筆者は次の観点に立脚する。その究明には、律令政府が編纂した文献や記録した文書により追究するだけでなく、もしあれば蝦夷による史料によっても分析すべきである。漸移地帯というのは別稿(2)において詳論したので、本稿では重複を避けるために、要点のみを記すと、両文化が波及する際に接触する地帯をいう。したがって、両者の史料から究明し、両者を比較検討しなければならない。しかし、蝦夷によって編輯され、記録された古文献・古文書は存在しないし、また関係資料も明確ではない。

従来までの古代東北の歴史地理は、律令国家体制側の史料解釈によって追及されてきた場合が多かったが、漸移地帯の研究では、それでは客観性が稀薄になる。だからといって、蝦夷側の史料はない。それで、筆者は従前から古代東北の歴史地理研究⁽¹⁾には、地表面に遺存する過去の地域的施設の遺構や遺跡と古代地域との関係を主として分析材料に取り上げ、それに律令国家側の史料とを合わせて考察してきた。しかし、それでも蝦夷による史料は遺存しないので、蝦夷と律令国家との漸移地帯の究明には、律令国家体制が東北へ滲透する際、どのようにして蝦夷地を律令国家体制内に編入したか、その編入の過程を考察することによって推進した。

さらに、それに対して説明を加えると、蝦夷や蝦夷地が律令国家体制内に編入される過程で、蝦夷や蝦夷地という事実を解消しているのです。この過程を通じて蝦夷と蝦夷地の構造を究め、蝦夷や蝦夷地が日本の歴史地理の舞台に果たした役割を究めたい⁽²⁾。これが筆者の古代東北の歴史地理学的研究の目標である。

二、問題の所在

仙台平野の北部、大崎平野の中央部、宮城県遠田郡田尻町字八幡・小松が天平五柵の一である新田柵の擬定地である⁽³⁾とされている。しかし、本格的な発掘調査はまだ実施されていないので、その場における城柵存在の確認は、今後の発掘調査にまたなければならぬが、一応その擬定地を許容すると、新田柵に関係があると思われる重要な遺構がある。それは新田柵の外畧線であったといわれる。新田柵の北を東西に、西は田尻町字「天狗堂山」付近の北隣栗原郡高清水町「萱刈」から東方の田尻町字「若林」を経て、田尻町東部字「蕪栗」に至る丘陵台地が横たわる。この丘陵の北辺の裾を萱刈川が流れ、その右岸に沿って隍を伴なう土塁遺構が東西方向に八軒近くも存在していた⁽⁴⁾と

いわれる。その遺構は新田柵から北一、七軒付近にあり、城柵の前面において防衛するための外塁線であった。

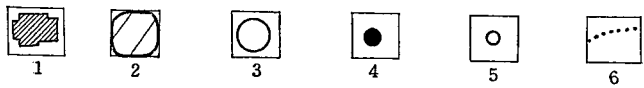
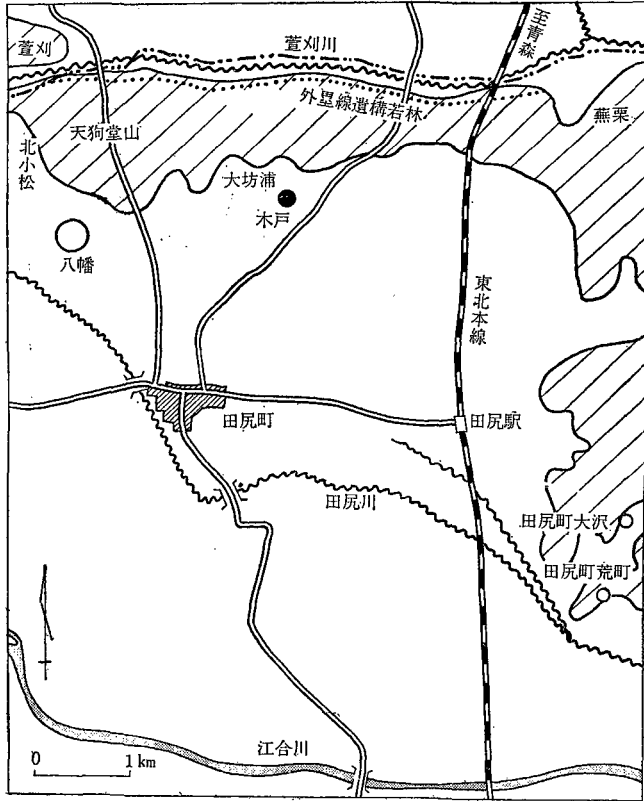
このような城柵外塁線の存在が明確になれば、城柵の性格や機能を理解するのに重要な役割を果たしてくれるし、なお、歴史地理学的には城柵と周辺の地域とを把握するための重要な課題が存在する。

しかし、その外塁線の遺構は、積極的に保存維持されなかったため、自然崩壊が甚しく、現在では開田が進み、現景観や空中写真からの確認は容易ではない。その遺構が明確でなく、確認しえなかったため、筆者は田尻町役場保管の一八八六（明治一九）年四月測量の沼部（現田尻町）地押図を検討した⁵。そのうちの字「十五新田」地押図から、萱刈川右岸に沿う狭長な土地割を見出した。その土地割の部分の当時の地目は山林、あるいは畑である。このような狭長な土地割が存在するということは、隍や土塁の遺構であろうと推察される可能性は高い。これによって、新田柵の外塁線の存在を推察しうる一つの手懸かりとなったと考える。しかし、残念なことに、開田や道路改修が進み、明治中期の景観、すなわち地押図に現れた当時の土地割景観が崩壊しているため、その狭長な土地割の立面景観は把握されえない。

なお、ここに注意すべき事実がある。それは、この外塁線遺構に沿って、現在の遠田郡と栗原郡の郡界が走っていることである。過去に新田柵の外塁線が設置されていたので、後世にそれが郡界として利用されたのか。それとも、それが創設当初から新田柵の行政的あるいは政治的管理範囲を画するものであったのか。あるいは、その外塁線が城柵を中心とした生活圏域の辺境防備の機能を有したのか。そうではなく単なる城柵防衛の前哨的堡塁であったのか。その外塁線の機能を究明することによって、城柵とその周囲の地域との関係を追究しうることになる⁶。

三、新田柵擬定地の検討

天平五柵の一である新田柵は、前述したが、現在の宮城県遠田郡田尻町字「八幡」付近に擬定されている(3)。この付近から多賀城式の重弁蓮花文鏡瓦と重弧文字瓦が発見されたので、比定の根拠になった(4)。それだけの証拠で、その場を新田柵跡に擬定するには、筆者としてはその同意に躊躇する。そこで、その擬定地の周辺をみると、字「小松」の東「大崎八幡」に式内社新田郡小松神社が鎮座していた(5)といわれる。しかし、一方では、下総国香取郡の香取神宮に子松神があるので、新田郡子松神社はその裔社であろうと推考し、登米郡新田村大字新田に鎮座していたとも伝えられる(6)。別稿(10)において詳論したが、陸奥国には鹿島・香取の裔社の鎮座がしばしばみられるので、子松神社を香取神宮の裔社であるとか、由縁がであろうと考えるのは、当然であろう。古代の新田郡は七九九(延暦一八)年に讃馬郡を合併した(11)。『倭名類聚抄』によると、新田郡には山沼・貝沼・仲村・余戸の四郷がある(12)。前二郷は、後世に「佐沼荘」となる(13)。これが讃馬郡の地であろう(13)。後に大崎氏統治の際に、新田郡は栗原郡に併合された(13)。しかし、一八七八(明治一一)年九月に、栗原郡の佐沼(旧佐沼荘)山沼・貝沼(明治前期は南方・北方の二村)と新田(古代の余戸郷の土地であろう)の三村は登米郡に移轄された(13)。この三村は一九五五(昭和三〇)年四月に合併して迫町を設置した。このような新田郡の変遷からみて、旧登米郡新田村大字新田に新田郡式内社子松神社の鎮座地を比定するのも一理はある。『宮城県神社要覧』によっても、迫町の大字「新田」に子松神社が明記されている(14)が、第二次世界大戦後は廃社となり、その社地は開田されてしまったが、それ以前に、子松神社は明治初頭に荒廃し、神霊を近くの某社に仮合祀し、名目だけ今次大戦の終戦まで存在し、村社として祭典が行なわれていた

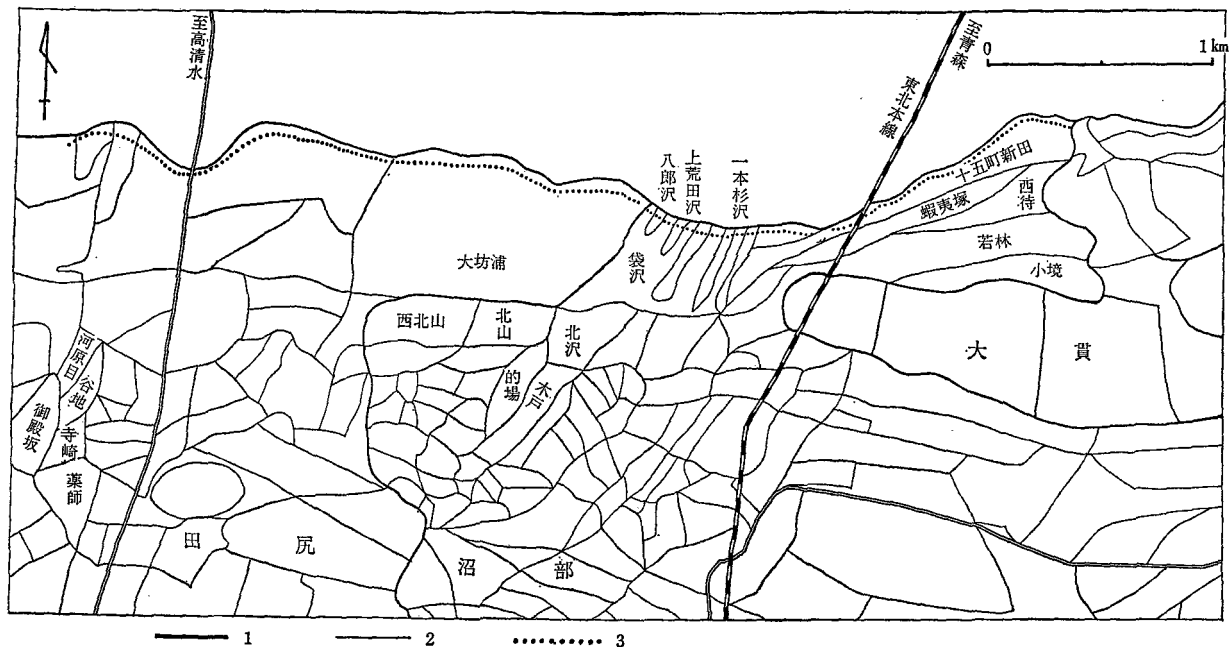


第1図 新田柵擬定地と周辺遺跡

1. 宮城県遠田郡田尻町中心集落
 2. 丘陵
 3. 田尻町字小松・八幡の新田柵擬定地
 4. 田尻町沼部字北沢・木戸瓦窯跡
 5. 横穴
 6. 新田柵外塁線遺構
- 蒼刈川に沿って郡界線が通るのに注意。その界線以北は栗原郡、以南は遠田郡である。

山田安彦原図

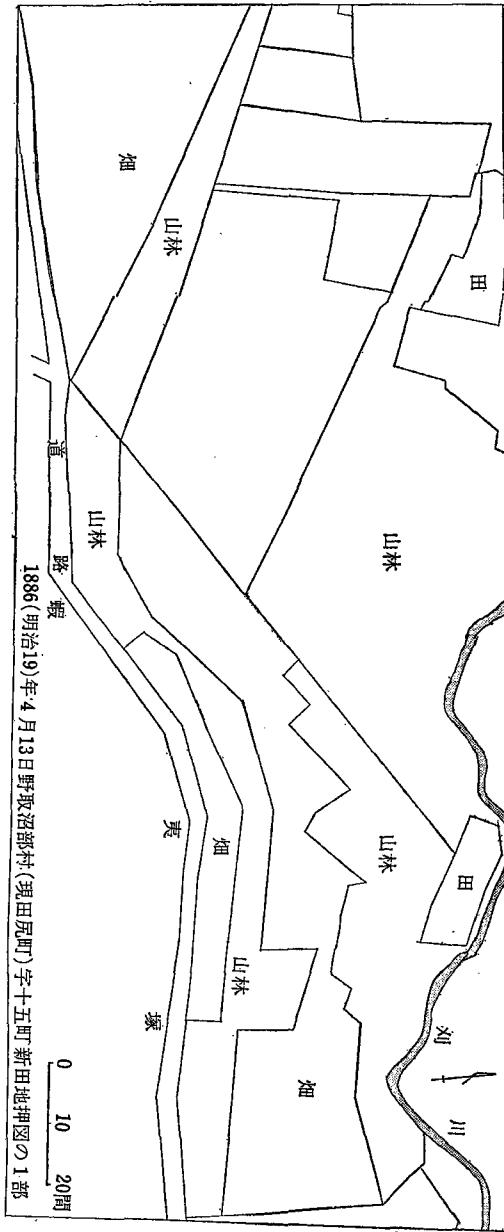
といわれている(15)。したがって、遠田郡田尻町字八幡に式内社子松神社が鎮座していたであろうという推定には十分なる検討が必要である。なお、『宮城県神社要覧(16)』によると、玉造郡東大崎村字新田Ⅱ現在の古川市新田の鹿島に村社子松神社が鎮座する。これを新田郡式内社子松神社に比定する説もあるときくが、それは新田郡の存在經過か



第2図 宮城県遠田郡田尻町北部の小字界線図

1. 大字界線, 2. 小字界線, 3. 新田柵外墨線遺構線, 第1図と対比参照のこと。字「御殿坂」付近が新田柵擬定地であり、「北沢」と「木戸」に瓦窯跡がある。字「八郎沢」・「上荒田沢」・「袋沢」の北部に土塁と隍の遺構があったといわれるが、現在は開田されて、その遺構は消滅している。その西の字「十五町新田」に細長い地割が地押図に現われるので、第3図に図示する。

らみて、替成しえない。しかし、吉田東伍は、新田郡式内社子松神社は「小松寺」と共に、田尻町字八幡にあったことは確実であるが、現在、その神廟はないと説述し、それは恐らく、大崎氏統治の際、子松神社を八幡神と誤認し、大崎八幡としてしまったという(8)。この大崎八幡宮は、近世に仙台の城下に移された。



第3図 明治中期の田尻町沼部字十五町新田の地割

細長い地割が新田柵外塁線の遺構ではないかと思われる。そのうち地目山林の部分が土塁で、畑地の部分が障の跡ではないかと推察される。地目未記入の部分には原図の地押図が古くなって読み取れない部分である。

さて、その小松寺というのは、『今昔物語集』の陸奥国小松寺僧玄海往生語第十九の冒頭に「今昔、陸奥国新田郡に小松寺と云ふ寺有り」と記されている⁽¹⁶⁾。この記載の小松寺が現在の遠田郡田尻町字小松に存在していた小松寺であろうか。田尻町の字小松に所在していた小松寺は明治当初まで存在したが、明治の排仏棄釈の悲運にあい、現在はその礎石もない⁽¹⁷⁾が、真言宗で秀嶋山と号する小松寺であった⁽¹⁸⁾。現在の字「小松」は遠田郡に属しているが、前述したように、新田郡の郡域変遷の経過を辿ってみると、新田郡は大崎氏統治の際、栗原郡に合併され、その後また変遷した。『倭名類聚抄⁽¹²⁾』にみえる新田郡仲村郷の土地は栗原郡に所屬するようになったので、田尻町の北に隣接する栗原郡瀬峰町字中村がその遺称であろうと考えられる⁽¹⁸⁾。それで、田尻町の字「小松」・「八幡」付近まで、仲村郷が伸びていたとも推考されている⁽¹⁸⁾。

ところで、その『今昔物語集』の成立年時は何時かという問題であるが、その推論には諸説があり、幾変遷した。結局、少なくとも現存の『今昔物語集』に限ってみると、その成立上限は一〇一〇年ないし二〇年代であり、その物語に収録された事件・人物の下限年時は、一一二〇（保安元）年の線はくずれないといわれる⁽¹⁹⁾。そうすると、小松寺は大体平安時代末期に入る頃には建立されていたことになる。

あえて想像を拡大すると、子松神社と小松寺は、新田柵の守護神・守護仏として、城柵に付屬して設置されたのではないかと考えられる。

四、新田柵と仙北の諸柵

古代東北の城柵は、いうまでもなく律令国家の東北開発の拠点としての律令政府出先機関であるから、国家的事業

としての開発の一環として造営されたものである⁽¹⁾。したがって、当然、律令的負担行為のもとに実施されたものと考えられる⁽²⁾。

その城柵の造営と建郡との関係を具体的に解明しうる関係史料は管見に入らないが、郡の建置が明確に文献に現われるのは、苅田⁽³⁾・丹取⁽⁴⁾・栗原⁽⁵⁾の三郡である。そのうち、城柵との関係が極く一面のみ現れているのは、『続日本紀』七六七(神護景雲元)年一月の条に、「置陸奥国栗原郡、本是伊治城也」の記事がある。この記事については、すでに神護景雲元年一月には乙己がないので錯簡とみなされていたのを、板橋源と佐々木博康は精緻な史料検討を加え、その記事の年時を神護景雲三年六月にあてている⁽⁶⁾。なお、この記事に直接的関連はないが、やはり城から郡に転換した例としては、秋田城の場合がある。『日本後紀』八〇四(延暦二三)年一月の条に、「秋田城建置以来四十余年。土地墮墮、不_レ宜_二五穀_一。(中略)停_レ城為_レ郡。」とある⁽⁷⁾。これらの記事内容については、かつてのある時期には、城柵の設置を廃止したというように理解されていたが、そうではなくて、城柵の任務としての対夷政策基地および軍事的機能から、郡制による地方行政の管理機能に転換したものと解釈される。古代東北の城柵というものは、その城柵が仙台平野⁽⁸⁾北半部(仙北⁽⁹⁾)に創建された時期には、軍事的機能が主体ではなくて、律令国家と蝦夷の漸移地帯における開発の推進と開拓集落の行政的政治的管理機能が主であった。古代東北の律令国家のその漸移地帯にあった諸城柵⁽¹⁰⁾多賀・色麻・玉造・新田・牝鹿・桃生・中山・伊治・胆沢・斯波・徳丹の各城柵のうち郡名と一致する城柵名が多い。前述したように、城柵を郡制に転換させているのではなからうか。出羽国の場合についても、秋田・雄勝・由理が一致する。勿論、例外として伊治城と栗原郡、弘田柵と山本郡、中山柵および徳丹城等がある。

古代東北の律令国家と蝦夷との漸移地帯では、郡域に相当する範域に、大体一つの城柵があったように思われるが、因に仙北地帯の郡を数えると一三郡で、城柵は七城柵であり、大体二郡に一城柵が存在するという割合になる。このことは、城柵を中核としてその二郡の範圍に亘って、行政的・軍政的に統轄していたように解釈される可能性はあるが、最近の発掘結果によると、城柵は軍事的機能を主体とした施設ではない⁽²⁷⁾ので、城柵を中核にして、生活圏域が形成されていたと考える方が妥当であろう。このことに関連して、すでに足利健亮は⁽²⁸⁾、「郡」と記して「郡家」を意味する場合があるように、城というものは点的な存在だけではなくて、辺境においては一種の政治的領域を意味したのではないかと指摘している。

新田柵が古文獻に現れるのは、『統日本紀』七三七(天平九)年四月の条である⁽²⁹⁾。この条には、陸奥按察使兼鎮守將軍大野東人は七三七(天平九)年の春⁽³⁰⁾、陸奥国多賀城と出羽柵とを結ぶ雄勝經由の連絡路を開発したい旨を奏上しているので、政府はその申請を認め、遣陸奥持節大使藤原麻呂以下を多賀城に派遣し、東人と相議してその事業を推進させたことを記している。その際、坂東六国の騎兵一〇〇〇人を動員したが、そのうち一九六騎を東人が統率して、多賀柵から色麻柵を經由して、出羽国の大室駅へと向った。その残りの待機の騎兵は多賀柵および玉造等五柵に分置された。その五柵というのは色麻・玉造・新田・牡鹿および不明の一柵である。この時に、大使藤原麻呂が多賀柵を鎮したほか、副使坂本字頭麻佐が玉造柵、判官大伴美濃麻呂が新田柵、大掾日下部大麻呂が牡鹿柵を鎮した。なお、その後、「自余諸柵」もまた旧に依り鎮守された⁽³¹⁾とある。この記事内容によって明白であるが、仙台平野北半部、すなわち仙北に設置されていた城柵は玉造等五柵のほかに「自余諸柵」があった。なお、それらの諸柵のうち名称が判明している城柵名は、その当時の仙北に建置されていた律令体制下の郡名と一致している。これから想

像すると、仙北の各郡にそれぞれ城柵があつて、郡名と同じ名称で城柵も呼称されていたのではなからうかと考えられる。城柵というものは、前述したが、郡の中核的管理機能施設であるが、それだけでなく建郡の過程においても中心的な役割を果たしたと考えられるのである⁽³²⁾。

要するに、新田柵は七三七（天平九）年にはいわゆる天平の五柵の一つとして造営されていたことになる。

五 「仲村郷」文字瓦の意味

古文献からの考察とともに考古学的証拠からの考察も必要であるが、新田柵についての本格的な考古学的発掘調査がまだ実施されていないので、城柵の規模や構造については究明しえない。そこで新田柵擬定地やその周辺地域の出土遺物から考察を進める。その遺物のうちで、最も城柵建築物に関係があるのは、古式（多賀城式）の重弁蓮花文鏡瓦と手描き重弧文字瓦の組み合わせである⁽³³⁾。この文様を施文された瓦は、多賀城創建期に使用された瓦であるから、この瓦を出土する遺跡は、一応、多賀城創建期にこの瓦を使用した建物が存在していたと考えられる。そこで多賀城創建期の実年代が問題となるが、最近の考古学的発掘調査の結果、養老・神亀以降で七三七（天正九）年以前で、天平初頭であろうと推測されている⁽³⁴⁾。遠田郡田尻町字八幡・御殿坂・小松付近からそれらの瓦が発見されている⁽³⁵⁾。

なお、それらと同類型の瓦を出土する遺跡は、新田柵擬定地のほか仙北に一〇箇所もある⁽³⁶⁾。その主なる遺跡を掲げると、その擬定地の東方約二軒に立地する木戸瓦窯跡や宮城県加美郡色麻村字東原の日の出山瓦窯跡、それに色麻柵擬定地である同郡色麻村一の関遺跡、なお、玉造柵の擬定地であるともいわれている同郡中新田町城生遺跡、さらに、その付属寺院であろうといわれる同町の菜切谷廢寺跡である。その他、古川市の大吉山瓦窯跡、同市の伏見廢寺

跡、同市の三輪田遺跡、加美郡宮崎町東山遺跡、桃生郡鳴瀬町野蒜小学校西遺跡等が存在する。しかし、それらの中で、本格的に発掘調査されたのは、菜切谷と伏見の両廢寺跡である。同類型の瓦を出土するからといって、その遺跡に必ずしもその瓦が製作された時期に、その瓦を使用した建物が創建されたとは限らない。例えば、佐々木茂禎の発掘調査によって明確であるが、古川市東大崎伏見廢寺跡は、多賀城創建期の多賀城式重弁蓮花文鑑瓦と手描き重弧文字瓦を出土するが、全出土瓦の僅か二―三%に過ぎない。この寺院の創建期の瓦は山田寺系の重弁蓮花文鑑瓦と轆轤びき重弧文字瓦の類である。したがってこの遺跡出土の多賀城創建期の瓦は、二次的な補修用瓦として使用されたのであろう⁽³⁵⁾。その反面、菜切谷廢寺跡のように、多賀城や多賀城廢寺の創建期と同時期に多賀城式の瓦を用いて寺院が建立されていた。このことは伊東信雄の発掘調査により確実にされた⁽³⁶⁾。

伏見廢寺のような例外はあるとしても、多賀城式の瓦を出土する遺跡には、多賀城創建期と同時期にその瓦を使用した建築物が存在していたし、また多賀城と深い関連があったと推察しうる。一応そのように考えると、多賀城創建期には、多賀城式の瓦を出土する分布範囲には、律令体制が滲透していたと考えてよからう。それについてさらに説明を加えると、当時瓦を使用した建築物は、律令政府が国家的事業としての東北開発を推進する重要施設であったと思う。しかも、城柵やその付屬寺院を造営するということは、国家の一大事業である東北開発の一環であり、巨額の財政を必要とした。そのように考えると、造瓦事業も国家事業の一つとして推進され、律令的負担行為のもとにおいて経営されたと考えられる⁽³⁷⁾。したがって、前述したように、多賀城式古瓦の分布範囲には、多賀城創建期に律令体制下の地方行政組織が滲透していた。すなわち、多賀城式の瓦の分布は前述したが、大体において多賀城が創建された時期には、江合川流域にまで多賀城の管理圏域が伸展していたと推知しうる。

多賀城式の瓦からの推論と関連する一枚の文字瓦が発見された。やはり、その瓦も天平初頭に江合川流域にまで律令体制下の地方行政組織が整備されていたことを物語ってくれる。その文字瓦というのは、一九五五(昭和三〇)年に遠田郡田尻町沼部字木戸の瓦窯跡から発見されたもので、篋書き文字が銘刻された平瓦である。その銘刻は「(上)欠) 郡仲村郷 他辺里長 二百長 文部^{はせつかへ}皆人^{あきひと}」である⁽³⁸⁾が、これに多くの意味が含まれる。その銘文には、郡名が欠如しているので、何郡かは不明であるが、『倭名類聚抄』によると、仙北地帯において「仲村郷」があるのは、新田郡と栗原郡である⁽³⁹⁾。新田郡の仲村郷については、前述したが、現在の栗原郡瀬峯町大里⁽⁴⁰⁾に字「中村」があるので、古代の仲村郷の遺称地ではないかと推定されており、その代近一帯と遠田郡田尻町字小松・八幡付近までが仲村郷であったと推論されている⁽¹⁸⁾。一方、栗原郡の仲村郷は現在の栗原郡栗駒町岩ヶ崎の西に「中野」という字名があるが、これが仲村郷の転訛したものと想像され⁽⁴¹⁾、この付近一帯に比定される。

その何れであるかが問題であるが、その「仲村郷」銘刻瓦は桶巻造りであり、しかもそれを出土した木戸瓦窯跡は多賀城・多賀城廃寺の創建期の瓦、いわゆる多賀城式重弁蓮花文鏡瓦や重弧文字瓦を出土している⁽⁴²⁾。その瓦窯は多賀城・多賀城廃寺創建期の瓦の造瓦所であった。その篋書き文字「仲村郷」銘刻瓦もその時期のものであろうと考えられる⁽⁴²⁾。しかし、多賀城式文様の瓦は、畿内における白鳳の瓦のそれと一致するし、形態も白鳳瓦の特色を示す。ところが、それらの瓦は桶巻造りであり、前述の「仲村郷」瓦銘がある瓦を伴出しているから、養老・神龜の頃に作製し始められたと考えられるのである。

さて、郷里制の実施⁽⁴³⁾は、和銅・靈龜の時期から七四〇(天平一二)年までの二五―三〇年間に限定されるので、伊東信雄は、多賀城・多賀城廃寺の創建瓦は白鳳様式をもっているが、和銅以後、奈良時代に入ってからのものであ

るといふ(42)。佐々木茂禎によれば、前述したが、多賀城の創建は養老・神龜以後、七三七(天平九)年より以前であり、天平初頭であるといふ(33)。そうすると、多賀城の創建瓦を伴出する「仲村郷」銘刻瓦もその時期に製作されたと考えられるので、天平当初には新田郡は建置されていたと推察しうる。

なお、工藤雅樹は律令的負担のもとに造瓦が行われたものと考え、遠田郡の建郡を上限として、陸奥・出羽両国の各郡の郡司等に論功行賞のあった七三六(天平八)年以前に、いわゆる多賀城式の重弁蓮花文様瓦の作製年代を求めようとしている(44)。

一方、観点を換えると、前述したように、造瓦経営は律令的負担行為のもとにおいて実施されたと思われるから、郡が建置されていたであろう。「仲村郷」銘刻瓦が作製された木戸瓦窯のあった遠田郡(45)は七三〇(天平二)年に建置されていたといふ説がある(46)。これについて次に説述しよう。

要するに、多賀城式の瓦は、前述したように江合川流域までしか分布していないので、例の「仲村郷」は新田郡所屬であった。しかも、その新田郡は天平の当初頃には建置されていたことになる。

六、新田郡の開拓

古文献によると、仙北における建郡は何時頃か。七一三(和銅六)年に、丹取郡が建置された(47)とあるが、具体的にその位置と範囲は不詳である。また七一五(靈龜元)年一〇月にも、「於_三香河村」造_二建那家_一。(47)・「於_二閉村_一」便_二建那家_一(47)とあるが、その位置は明確には論定しえない。しかし、前者は黒川郡の前身であり、後者は「先祖以來、貢_三獻昆布_一。常採_二此地_一。」と記されているから、海岸地帯であり、牡鹿・桃生両郡の前身であろう(48)といわれる。

香河村に郡家の造営を申請した陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥余の有する「第三等」という官位は令制外的なもので、夷村に特有なものである(49)。そこで香河村を現在の登米郡中田町加賀野の地に比定する説もある(50)。その後、七三〇(天平二)年正月に、田夷村の蝦夷は、田夷村に郡家の建設を奏上している(51)。この田夷という語は、陸奥国では遠田郡に限って使われたといわれるので、もしその通りであれば、遠田郡の建郡は七三〇(天平二)年を上限とすることも可能となる(52)。田夷村 \parallel 遠田郡であるということは直ちに論定しえない。また七三七(天平九)年の四月に、「仍差 \equiv 田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人。遣 \equiv 山道。」と知られている(53)。しかし、伊治公皆麻呂のように、少なくとも令制郡とは思えない伊治郡(上治郡)でも郡領と記されている例もあるので、この時すでに令制の遠田郡が設定されていたのであろうか。

それらは、すべて蝦夷側からの奏上による郡(権郡)設置の提案であり、彼等も「常に狄徒の抄略を被る」ことを恐れ(49)、律令体制下の統治内に入る方が有利と判断した。そのように考えると、律令体制の辺境における統治も強力なものであり、それらの夷村に権郡が設置される地域の南側までは令制の郡政が整備されていたと推察される。

さて、それらの権郡の設置以前に丹取郡の建置があるが、それは現在の何郡に相当するのかは詳らかではない。しかし、現在の古川市の西北部、東大崎に「耳取」という字名がある(54)ので、その一帯に比定する説もある。もし、東大崎(旧玉造郡)であるとすれば、すぐ北隣の栗原郡の建置が七六七(神護景雲元)年である(55)から、その間に、玉造郡が合併されたとしても、玉造郡の設置から約四〇年後に栗原郡が設置されたことになる。玉造郡の建置時期は明確でないが、七二八(神龜五)年に玉造軍団が設けられている(56)ので、ほぼこの時期であろう。玉造郡から栗原郡の建置までに、余りに時代的間隔があり過ぎる。丹取郡が改称されたり、丹取郡が玉造郡に併合されたり、玉造郡

がどこか周辺の郡に合併されたとすれば、それが記録されていると思うが、六国史には現われない。仙北の諸郡が古文献に現われるのは、黒川以北一一郡として七四二(天平一四)年に現われるが、この一一郡については若干の論議がある(56)。しかし、この問題については、本稿の追究目的ではないので、他に譲るとして、七四二年以前に古文献に仙北地帯の郡名が現われるのは、遠田(53)・賀美(57)両郡で、その年時は七三七(天平九)年である。しかし、その時に、多賀・色麻・玉造・新田・牡鹿の諸郡が現われるので、仙北には郡も建置されていたと想像されるのである。

なお、新田郡について、古文献から関係記事を探ると、『続日本紀』七六九(神護景雲三)年三月の条に、「新田郡人 外大初位上 吉弥侯部豊庭 賜姓 上毛野中村公」とある(58)。陸奥の族長氏族が改氏する場合、一定の組合せに対応関係がみられる(59)。吉弥侯部は毛野氏に改氏し、しかも一般に複姓Ⅱ二重氏名称の形式をとり、中央貴氏名+現地国郡郷名+姓名の形である(60)。したがって、その記事内容からは、吉弥侯部豊庭は新田郡の仲村郷に上野国から入植したものと推察される。同じく新田郡について、木戸瓦窯跡から発見された「仲村郷」銘刻瓦の銘刻文内容から考察すると、文部皆人は新田郡の仲村郷に集落を形成し、里長とともに軍団の校尉を兼ねている。仲村郷は現在の瀬峯町中村一帯であり、木戸の近傍であり、この付近に文部皆人の集落が形成され、軍団(この際、城柵と考えられる)に上番するために、新田柵の近傍に定住していたと考えられる。しかし、唯、疑問に思われるのは、文部皆人配下の集落が瀬峯町中村に配置されていたとすれば、新田柵外畧線の外側に存在することになり、新田柵に上番するには不便であることになる。また、何のために外畧線の外側に配置されたが解釈が困難である。なお、文部は阿倍氏と関係があり、畿内とも関係を有する。

さきの『続日本紀』の記事内容と合考して、新田郡の仲村郷には、阿倍氏系が天平初頭に開拓入植した後、さらに

毛野氏が開拓を進展させていることになり、積極的に開拓が推進された土地であることが知られ、またそれ程に重要な地域的位置を占めていたものであろうと思う。

新田郡仲村郷は右にみたように、丈部と吉弥侯部が開拓を進展させ、集落を形成している。それらは、それぞれ阿倍氏と毛野氏と関係があることはいうまでもない。その両氏は古来辺境開拓に功のあった大族長氏族である。それらは辺境の服属型部民の政治的支配者としての地位を確立した氏族であり、このような半公半私的な支配が東北の部民的服属をもたらしたと推論しうる(61)。

なお、蝦夷の律令体制化、農耕導入化については、奈良朝から平安朝初期にかけての改氏姓の問題との関連において考察する必要があるが、これについては、高橋富雄の詳論がある(62)。それによると、東北南半部における政治的社会的形成は、部民制的な支配の導入をまっけて開始されたのではないかといわれる(63)。

因に、新田柵擬定地と同類型の鎧瓦と宇瓦、すなわち多賀城式瓦を出土した色麻柵(64)や玉造柵擬定地(65)付近の族長氏族についてみる。幸いにして『統日本紀』七六九(神護景雲三)年三月の改氏名の記事(66)があるので、それによると、賀美郡は丈部と吉弥侯部、玉造郡は吉弥侯部が居住している。後者は下毛野俯見公の姓を賜わっているので、玉造郡の東大崎の伏見付近に集落を形成していたと考える。伏見には伏見廃寺が存在した土地であり(67)、東北開拓には重要な地域であった。そのような地域には族長氏族がさきに入植していたのであろう。したがって、そのような土地に東北開拓の重要な施設が設置されたものと考ええる。

要するに、新田・玉造・色麻の城柵の周辺は早くから開拓が進み、しかも「仲村郷」銘瓦から推察されるように、城柵が設置された同時期にその近傍に城柵上番の集落が形成されていたのである。

七、新田柵外塁線の吟味

古代の新田郡が現在の登米郡旧北方村・旧新田村・南方町および栗原郡瀬峯町大里から遠田郡田尻町字小松・八幡付近まで占めていたとすれば、新田柵が余りにも郡城の南に偏在していたことになる。そしてその城柵の北一、七軒付近を東西に外塁線を設置したのは何のためか。古代の新田郡の北辺の守備線でもない。勿論、古代新田郡の郡界でもない。あるいは新田柵とは関係なく、城柵建置の後世に造成されたものであろうか。

外塁線と関係する遺跡をみると、新田柵外塁線付近の四壇原（栗原郡瀬峯町）は烽遺跡であろう（⁶⁴と推察されており、またその外塁線上にこの種の遺跡があるといわれる。仙北はこの他に色麻柵から出羽国大室駅（玉野駅）に通ずる道路の賀美郡宮崎付近（⁶⁴）、および栗原郡栗駒町岩ヶ崎にも烽遺跡と推定される遺跡（⁶⁴）がある。しかも後者は、伊治城の外塁線（⁶⁵）Aの一郭上に位置する。そうすると、外塁線と烽とは関係があるように思われる。伊治城については、『続日本紀』七八〇（宝亀一一）年五月の条に「勅して曰く、狂賊常を乱し、辺境を犯し擾がす。烽燧虞れ多く、斥候守りを失う（⁶⁶）B」とあり、これは同年三月の伊治公菅麻呂の反乱により、伊治城―多賀城間の陸奥北部諸城がその守備を失ったことの記事であるが、これによって、陸奥北部諸城に烽が存在したことは明らかである。勿論、烽が辺境地帯だけに設置されたのではなく、七九四（延暦一三）年の平安遷都とともに、政府は非常に備えて山城・河内両国に烽燧の設置を命じている（⁶⁶）。このように烽が行政的管理拠点への警報施設であることは、すでに出雲風土記に記載されている五烽施設と郡家との関係において明らかであり（⁶⁷）、東北のように蝦夷との関係において緊張があるためであろうと思われるが、八八七（仁和三）年においてもまだ、烽の設置が出羽国府の位置選定の論議となってい

る⁶⁸。この国府移転問題から推考しても、辺境においては烽候は国の安危にかかわる重要施設である。したがって、『軍防令』には一項目にも亘る詳細な規定がある⁶⁹。しかし、烽が緊急警報施設として重要であるにも拘らず、官衙的な施設は全く設けられていないので、遺跡の発見は極めて困難であろう。烽燧が国防上重要な施設であったことは、八・九世紀の二・三の太政官符⁷⁰によっても明白である。

烽燧の重要性はすでに七一二(和銅五)年に認められ⁷¹、緊急連絡のために、政府は烽訓練を命じたり、その制度の維持に努力しているので、それと関連して考えると、辺境では城柵に堡壘の必要があったのではないかと推察される。

仙北に城柵外塁線があったと報告されているのは、新田柵・伊治城の他に桃生城がある⁷²。また、伊治城の東方、堀口から沼崎にかけて土塁のようなものがあったという伝承がある⁷³。なお、仙北地帯の大字・小字のことを大圃・小圃といい、さらに、字名の末尾に「圃」を接尾されるのも堡村的性格の名残りと考えて⁷⁴は間違いであろうか。このように仙北には堡壘に関する伝承遺跡があるが、すでに伊治城西方のたむかおか菅岡に『陸奥話記』一〇六二(康平五)年七月の条に⁷⁵、坂上田村麻呂が蝦夷征伐のために造成した塹壕の跡が残存していると記されている。この点からみても、全く堡壘はなかったとはいえないであろう。

しかし、多賀城⁷⁶・胆沢城⁷⁷・および徳丹城⁷⁸の外郭線とともに堡壘ではなく、築地であり、基本的には軍事的機能はなかったといわれている。城柵の創建当初は軍事的拠点ではなく、行政的中枢管理施設であった⁷⁹が、時代とともにその機能が流動的に変化したこともありうるであろう。また、城柵はそのものだけで、点的存在と考えるか、それとも、周辺の地域を合わせた面的な存在としての生活圏を考えるか否かが問題である。

一方、『軍防令』をみると、縁辺諸郡人居条には、「東辺北辺西辺諸郡人居。皆於_二城堡内_一安置。」と規定されている⁽⁷⁸⁾。この規定通りに、辺境村落にすべて防堡を設けたとはいえないにしても、その規定が全くの空文であり、また具体的な施設を指したのではないと考えてしまうのも疑問である。『令義解』によれば、「堡」とは「高_レ土以_レ爲_レ堡。障_二防賊_一也」という⁽⁷⁹⁾。『唐令拾遺⁽⁸⁰⁾』には『養老令』の「縁辺諸郡人居条」に相当するものが見当たらないので、直ちに『養老令』のその規定が虚像であると解釈するのは慎むべきであろう。

前述したように、城柵の外畧線を推察する若干の条件は存在するのである。したがって、外畧線の存在を全く否定するのではなくて、推論可能な条件を検討すべきである。

『軍防令』規定の「於城堡内安置」ということは、城柵構内のことを指すのであろうか。もし、そうであるとすれば、多くの人口を収容しえない。例えば、徳丹城調査の結果の推論によれば、方三町内の城柵内部は五百数十人の居住適当面積である⁽⁸⁰⁾という。あるいは、城堡内というのはいわゆる城柵を中核とした生活圏を意味するのか。もしそうだとすれば、生活圏の縁辺部に外畧線があったとしても別に不思議ではない。

そこで筆者は、前述したようにその外畧線の遺構を地押図から検出したのである。さらに、その遺構の部分を地元住民の古老によれば、現在は開田されてその遺構は消滅しているが、かつては空堀があったといわれる⁽⁸¹⁾。また、田尻町沼部の北縁辺部には「空堀」という俗称があったといわれている。

要するに、かかる諸条件を総合して、萱刈川右岸の丘陵北縁に新田柵外畧線が存在していたとすれば、ここに若干の問題が生ずる。

まず、田尻町沼部木戸瓦窯跡から発見された「仲村郷」銘刻瓦の「丈部皆人」配下の集落が、今の瀬峯町中村付近

にあったとすれば、新田柵外塁線の外側にあったことになり、城柵守備上番には不便であり、また守備担当者集落が守備堡塁の外側にあることは、守備形態からみて考えられないであろう。

次に、新田柵外塁線に沿って、現在の栗原郡と遠田郡の郡界線が通ずる(82)が、この外塁線をもって、古代の新田郡と遠田郡の郡界の一部を構成していたとは考えられない。もし、そのようであるとすれば、新田郡と新田柵との関係について説明が出来ない。なお、前述のように、新田柵擬定地の田尻町字小松・八幡までが古代の新田郡の範囲であるとすれば、郡内の萱刈付近に何故、外塁線を設けたのか疑問である。それとも、新田柵外塁線と推定されている堡塁線は古代よりも後世に何らかの目的で建設されたものであろうか。

その疑問を少しでも解くためにさらに説明を加えると、七一五(霊亀元)年五月には、関東六国の富民千戸が陸奥に移配されている(83)。この大規模な移民は建郡の基礎となったと理解しうるが、その配置地域は、当時まだ郡制が施行されていない多賀城以北であったと(84)思う。その際、均質の郡を十郡程度建郡することであったともいわれる(84)。しかし、霊亀以降、養老・神亀の時期には鎮所の数も複数であった、広く山海両道に亘って設置されていたと推測される(85)。佐々木茂禎によると、陸奥鎮所というのは、恐らくその時期の段階では城柵を総称しての表現であったという(86)。その鎮所が何処に設置されていたのかは明確ではないが、天平の五柵と関連があったと推考している。陸奥鎮所と合わせて考えなければならぬのは、度々説述しているように多賀城を中心とする中新田町城生―田尻町八幡―鳴瀬町野蒜を結ぶ線が多賀城式瓦の分布北限に当る。したがって、その時点では、その北限に当る縁辺に堡塁線を設けたのではないかと考えられる。このように考えれば、木戸瓦窯跡から発見された「仲村郷」銘刻瓦の仲村郷の「丈部皆人」配下の集落は、田尻町字小松・八幡付近に存在していたのであろう。その銘刻瓦を出土した田尻

この付近まで新田郡仲村郷であったかも知れない。そうすれば、丈部皆人配下の集落が外塁線内側にあることになり、考え方の筋道が通ることになる。

なお、もう一つ考えられることは、その時期に、国家の守護結界の信仰が辺境に存在していたのではなからうか。すでに国府自体の守護については、安芸国府にみられるように、国府の四至に守護神を勧請したと推察される遺構がある(86)。陸奥辺境の守護結界については、平安時代に入ってから、多賀城北部の泉市堂庭と鳴瀬町野蒜を結ぶ線、その後、伊治城の外塁線にあったと推論されている(87)が、筆者は天平初頭には新田柵外塁線がその結界線ではなかったかと想像する。

そうすると、新田柵の外塁線が軍事的機能のためにのみ造営されたのではなくて、守護結界線として設けられたとも考えられる。その外塁線が田尻町北部丘陵の北縁で、しかもその北側に萱刈川を臨む線上に造成されているが、これは防禦上有利であるという面と、城柵と中核とする生活圏内の災厄を結界外に放出し流し去るという面をも考慮しているとも考えられるのである。

また、かかる地形的条件により、後世に郡界として利用されるようになり、栗原と遠田の郡界線を形成したのであろうか。

拙い一文ではありますが、この春めでたく東京教育大学を定年退官された浅香幸雄教授に捧げ、永年の歴史地理学についての御教導を深謝し、併せて、教授の今後の御健康をお祈り申し上げます。

昭和四九年八月三〇日

註および参考文献

- (1) 山田安彦(一九七二) 古代東北における律令国家の漸移地帯 人文地理 二四卷四号 一―三五頁
 山田安彦(一九七二) 律令国家の漸移地帯に関する歴史地理学的研究の展望と方法的反省 岩手大学教育学部年報 三二卷 一三一―三六頁
 山田安彦(一九七三) 律令国家の漸移地帯における局地的文化圏 歴史地理学紀要 一五卷 文化圏の歴史地理 四三―七二頁
 山田安彦(一九七四) 陸奥の古代交通路研究に関する二つの問題 歴史地理学紀要 一六卷 交通の歴史地理 一九―四六頁
- (2) 山田安彦(一九七二) 律令国家の漸移地帯に関する歴史地理学的研究の展望と方法的反省 前掲論文
- (3) 興野義一(一九六一) 宮城県遠田郡田尻町出土古瓦の問題点 歴史考古 六号 五―一五頁
 高橋富雄(一九六三) 蝦夷 吉川弘文館 二二四―二一八頁
- (4) 高橋富雄(一九六三) 蝦夷 前掲書 二一四―二一六頁
- (5) 筆者は一九七一年八月六日と同一二月二四日の二回にわたって調査した。
- (6) 本研究については、一九七四年四月二日に歴史地理学会研究発表大会で発表したものに、修正加筆した。
- (7) 興野義一(一九六一) 宮城県遠田郡田尻町出土古瓦の問題点 前掲論文 八・九・一二頁
- (8) 吉田東伍(一九七〇) 増補大日本地名辞書 七卷 奥羽 四七八頁
- (9) 内務省蔵版(一九二五) 特選神名牒 思文閣 四七四頁
- (10) 山田安彦(一九七二) 古代東北における律令国家の漸移地帯 前掲論文
- (11) 国史大系編修会(一九七一) 日本後紀 吉川弘文館 一九頁
 延暦一八年三月七日 陸奥国富田郡併三色麻郡。讚馬郡併新田郡。登米郡併小田郡。
- (12) 京都大学文学部国語学国文学研究室編(一九六八) 諸本集成 倭名類聚抄 本文篇 臨川書店 六三七頁

- (13) 前掲(8) 五〇二頁
- (14) 宮城県学務部社寺兵事課編(一九四二) 宮城県神社要覧 編者発行
- (15) 宮城県遠田郡田尻町八幡 大崎八幡神社官司 豊原誠一氏の御教示による。誌上をかりて謝意を表す。
- (16) 馬淵和夫・国東文麿・今野達 校注訳(一九七二) 今昔物語集 二 小学館 八二頁
- (17) 前掲(7) 八一―九頁
- (18) 前掲(8) 四八七頁
- (19) 馬淵和夫・国東文麿・今野達 校注訳(一九七二) 今昔物語集 一 小学館 二八一―二九頁
- (20) 国史大系編修会編(一九六八) 続日本紀 前篇 吉川弘文館 八八頁
養老五年一〇月一四日 令_下陸奥国分_二柴田郡二郷_一置_二刈田郡_上。
- (21) 続日本紀 和銅六年一二月二日 新建_二陸奥国丹取郡_一 前掲(20) 五四頁
- (22) 国史大系編修会編(一九六八) 続日本紀 後篇 吉川弘文館 三四九頁 神護景雲元年一二月乙巳 置_二陸奥国栗原郡_一 本是伊治城也。
- (23) 板橋源・佐々木博康(一九六一) 陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑 岩手大学学芸学部研究年報 一八卷 一一―二〇頁
- (24) 日本後紀 延暦二三年一二月二日 前掲(11) 三七頁
- (25) 東北日本の脊梁山脈である奥羽山脈を西に控え、東に仙台湾を臨み、北東方に北上山地が、南には阿武隈山地が横たわり、その間に標高二〇〇米以下の低地帯が存在する。この地帯をさらに詳細にみると、第三紀層から成る海拔一〇〇―二〇〇米の丘陵性台地と、その丘陵と丘陵との間に形成された沖積平野とに分かれる。前者を陸前丘陵、後者をいわゆる仙台平野という。これは広義の仙台平野で、仙台市南東方に展開する七北田川・名取川下流沖積平野は宮城野平野と呼び、狭義の仙台平野である。本稿では広義の仙台平野をいう。
- (26) 七北田・松島両丘陵を境に、以北を仙北、以南を仙南という。
- (27) 工藤雅樹(一九七三) 東北古代史と城柵―城柵の虚像と実像 日本史研究 一三六号 一七―三三頁 進藤秋輝・工藤雅樹(一九七一) 多賀城外郭線の調査 考古学雑誌 五六巻四号 五〇―六三頁

- (28) 藤岡謙二郎・足利健亮・桑原公德(一九六三) 古代東北の地域中心に関する若干の歴史地理学的調査と問題点 人文地理 一五卷三号 一八頁
- (29) 続日本紀 天平九年四月一四日 前掲(20) 一四三―一四四頁
- (30) 続日本紀 天平九年一月二二日 前掲(20) 一四二頁
- (31) 前掲(29) 一四四頁
- (32) 佐々木茂禎(一九七三) 多賀城と玉造等諸柵 国史談話会雑誌 豊田・石井両先生退官記念号 八頁
- (33) 前掲(32) 一〇―一二頁
- (34) 岡田茂弘(一九七〇) 多賀城の調査 月刊文化財 八三号 前掲(32) 一〇頁
- (35) 佐々木茂禎(一九七二) 宮城県古川市伏見廢寺跡考古学雑誌 五六卷三号 二三一―六〇頁
- (36) 佐々木茂禎(一九七二) 宮城県古川市伏見廢寺跡出土の古瓦 歴史考古 一九・二〇合併号 三一―五頁
- (37) 伊東信雄(一九六六) 菜切谷廢寺跡 宮城県文化財調査報告書 第二輯
- (38) 森郁夫(一九七三) 奈良時代の文字瓦 日本史研究 一三六号 四三―四四頁
- (38) 前掲(4) 二一六頁
- 伊東信雄(一九七〇) 出土瓦の考察 宮城県教育委員会・多賀城町編(一九七〇) 多賀城跡調査報告Ⅰ―多賀城廢寺跡 吉川弘文館 九六頁
- (39) 前掲(12) 六三六・六三七頁
- (40) 一八八九(明治二二)年四月一日 藤沢村と大里村が合併して藤里村となり、一九五一(昭和二六)年四月一日に町制施行し、同年四月二日に町名変更して瀨峯町となる。
- (41) 前掲(8) 四九五頁
- (42) 伊東信雄(一九七〇) 出土瓦の考察 前掲(38) 九五―九六頁
- (43) 郷の構成は七一五(靈龜元)年から七三九(天平一一)年末といわれる。秋本吉郎校注(一九五八) 風土記 岩波書店 九五頁
- 里は七一五(靈龜元)年に郷と改称され、郷の下に、さらに里が設けられた。それが施行後二五年にして、天平年間に廢

止され、郷だけが残った。和歌森太郎（一九五七） 日本歴史 弘文堂 四六一―四七頁

それに対して、曾我部静雄は郷里制の制定を和銅前半に推定している。曾我部静雄（一九六一）古代に村と神社との関係
日本歴史 一六二号 五頁、曾我部静雄（一九五〇）我が律令時代の里と郷について 史林 三三三卷 五号

(44) 工藤雅樹（一九六二）古式重弁蓮花文鏡瓦の製作年代について 東北考古学 三号

(45) 田尻町沼部の木戸は、現在の遠田郡内にあるが、古代においても遠田郡に所屬していたという証拠はない。『倭名類聚抄』によると、清水郷と余部郷の二郷からなる。遠田郡の中心は今の小牟田町高城付近であったと思われるから、沼部付近は他郡に属していたかも知れない。前掲（42）

(46) 大槻文彦（一九〇二）陸奥国遠田郡小田郡沿革考 復軒雜纂 一一二―二〇頁

(47) 続日本紀 靈龜元年一〇月二十九日 前掲（20） 六四頁

(48) 前掲（8） 五三―五頁

服部昌之（一九六三）東北地方における郡の成立 史林 四六卷二号 一四三頁

(49) 野村忠夫（一九六七）律令官人制の研究 吉川弘文館 三八三―三八五頁

(50) 前掲（8） 五〇―五頁

高橋富雄（一九五三）古代における陸奥国 文化一七卷三号 東北地方の諸問題 二六六頁

村尾次郎（一九六一）律令財政史の研究 吉川弘文館 五五五―五五七頁

(51) 続日本紀 天平二年正月二十六日 前掲（20） 一二二頁

陸奥国言。部下田夷村蝦夷等。永悛_レ賊心。既從_レ教諭。請建_レ郡家于田夷村。同為_レ百姓_レ者。許_レ之

(52) 続日本紀 延暦八年八月三日の条（前掲（22）五三九頁）には、「兼給_レ復二年。其牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川等一十箇郡。与_レ賊接_レ居。」とあり、遠田郡は列挙されていない。遠田建郡の上限を示すのが、天平二年（前掲（51））の条である。

(53) 前掲（29） 一四三頁

(54) 伊東信雄（一九五七）国郡の設置 宮城県史編纂委員会（一九五七）宮城県史 1 古代・中世史 宮城県発行 一〇二頁 「耳取」の字名があるとは記されていないが、丹取郡は加美郡の北方、いまの玉造郡付近に置かれた郡とする可能性

を考えていることを説述している。
陸軍参謀本部陸地測量部(一九二五) 一九〇一年測図五万分の一地形図 古川図幅 玉造郡東大崎村に「耳取」という地名がある。

「耳取」の地名については、すでに早くから考察されている。

- 村山貞之助(一九六四) 中新田町史 中新田町発行 六五九頁
佐々木忠雄(一九六八) 郡の設置 古川市史編纂委員会(一九六八) 古川市史 上巻 古川市発行 一五二—一五三頁
(55) 続日本紀 神龜五年四月二日 前掲(20) 一二二頁「請新置玉造郡。又改丹取軍団為玉作軍団」とあり、丹取軍団が玉造軍団に改称されている。恐らく玉造郡の成立に関係すると考えられる。
- (56) 黒川以北十一郡 続日本紀 天平一四年正月二三日 前掲(20) 一六七頁
黒川賀美一十郡 続日本紀 神護景雲四年(宝龜元年)四月一日 前掲(22) 三七五頁
続日本紀 延暦八年八月三〇日 前掲(22) 五三九頁
(57) 続日本紀 天平九年四月一日 前掲(20) 一四四頁
從賀美郡至出羽国最上郡玉野八十里。
- (58) 続日本紀 神護景雲三年三月一三日 前掲(22) 三六二頁
(59) 高橋富雄(一九六三) 蝦夷 前掲書 二七四頁
(60) 前掲(59) 二七五頁
(61) 前掲(59) 二七三—二八六頁
高橋富雄(一九七四) 古代蝦夷——その社会構造 学生社 七六一—〇九頁
- (62) 前掲(4) 二二—二四頁
村山貞之助(一九六四) 色麻柵について 村山貞之助(一九六四)編 中新田町史 中新田町発行 六六四—六六九頁
村山貞之助(一九三二) 色麻柵について(上)(下) 仙台郷土研究 昭和六年九月号—一〇月号 一一〇—一一〇頁
- (63) 秋山元秀(一九七二) 陸奥の奥郡 史林 五五卷四号 一一七—一九頁
前掲(4) 二二四頁

- 伊東信雄(一九五七) 大野東人の陸奥経営 前掲書 一二二—一二三頁
 村山貞之助(一九六四) 玉速柵址について 村山貞之助(一九六四) 編 中新田史 前掲書 六五七—六六四頁
 原秀四郎(一九〇八) 玉造柵址に就きて 史学雑誌 一九編八号 八〇三—八三二頁
 右の諸文献によると玉造柵は宮城県加美郡中新田町字城生に擬定しているが、最近の発掘調査により、宮城県古川市東大崎名生遺跡に比定する考えもある。前掲(35)
- (64) 高橋富雄(一九七二) 烽の制度とその実態 東北学院大学東北文化研究所紀要 三号 二二二頁
 『軍防令』に一一項目に亘って烽の規定があるが、烽には官衙風の施設はないので、その遺跡の検出は容易なことではない。一七頁
- 高橋富雄(一九七四) 古代の烽とその遺跡伊東信雄教授還暦記念会編(一九七四) 日本考古学・古代史論集 吉川弘文館 二五三—二七七頁
- (65) A 高橋富雄(一九六二) 古代辺境村落試論—いわゆる「堡村」の実態と問題点 東北大学教養部文科紀要 一〇集 一〇八—一九頁
 B 続日本紀・宝龜一年五月一六日 前掲(22) 四六一頁
 なお、伊治城については、大槻文彦(一九〇二) 陸奥国伊治城墟考 史学雑誌 二二編五号 五四四—五五五頁がある。参考にしたので、ここに記しておく。
- (66) 日本後紀 延暦一五年九月一日 前掲(11) 四頁
 勅。遷都以来。于今三年。牡山烽火。無所相当。非常之備。不可_レ斬定。宜_レ山城河内両国。相共量_レ定便处_二置_一彼烽燧_上。
- (67) 秋本吉郎校注(一九五八) 風土記 前掲書 意宇郡墨垣山烽 一一六—一一七頁、嶋根郡布自枳美高山烽 一三二—一三三頁、出雲郡馬見烽・多夫志烽、神門郡土椋烽 一二二—一二三頁
 武田祐吉編(一九三九) 風土記 岩波書店 一七三頁
- 渡辺久雄(一九七〇) 忘れられた日本史—歴史と地理の谷間 創元社 一五一—一五五頁
- (68) 国史大系編修会編(一九五九) 日本三代実録 後篇 吉川弘文館 六三二—六三三頁 仁和三年五月二〇日

最上郡地在_三国南辺。山有而隔。自_レ河而通。(中略) 况復秋田雄勝城。相去已遙。烽候不_レ接。

(69) 国史大系編集会編(一九六八) 令義解 吉川弘文館 二〇一—二〇三頁

(70) 国史大系編集会編(一九五九) 類聚三代格 後篇 吉川弘文館 五六六—五六七頁

延暦一八年四月一三日 太政官符「_レ応_レ停_レ廢_レ烽候_レ事」

貞観一二年二月二三日 太政官符「_レ応_レ試_レ調_レ烽燧_レ事」

寛平六年九月一九日 太政官符_レ応_レ出_レ雲_レ隱_レ岐_レ国_レ依_レ旧_レ置_レ烽燧_レ事」

(71) 続日本紀 和銅五年正月二三日 前掲(20) 四七頁

河内国高安烽。始置_三高見烽_一。及大倭国春日烽。以通_三平城_一也。

天智天皇三年に对馬嶋と筑紫国等に防(人)と烽を置く(坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注) 一九六七 日本

書紀 下 岩波書店 三六二—三六三頁。

(72) 辺境村落については、すでに多くの論説がある。

村尾次郎(一九五〇) 所謂「陸奥国戸籍」に現はれた辺地村落の状態 芸林 七卷二号 一六—四二頁

虎尾俊哉(一九五五) 所謂「陸奥国戸籍」について 歴史 九輯 一九—二八頁

虎尾俊哉(一九六六) 再び所謂「陸奥国戸籍」について 歴史 一三輯 一一—一五頁

なお、桃生城の外塁線については、文化財保護委員会編(一九六六)全国遺跡地図(宮城県)文化財保護委員会発行二三
 〇遺跡番号一二七〇に外塁線遺構の存在が報告されている。

伊治城東方の土塁伝承については、志波姫村字堀口から八樟・沼崎まで約二〇〇〇間に達する塹濠・堤防が残存している
 という。志波姫教育会(一九三〇)郷土読本 志波姫村教育会発行 二八頁。

(73) 川俣馨一編(一九二八) 新校群書類従 第一六卷 一九頁 陸奥話記 康平五年七月二六日

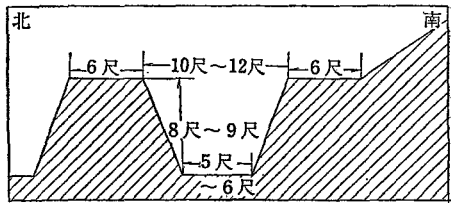
(74) 宮城県多賀城跡調査研究所編(一九七二) 多賀城跡—昭和45年度発掘調査概報 宮城県多賀城跡調査研究所年報一九七

〇 宮城県文化財保護協会 四一頁

(75) 斎藤忠・田中喜多美・板橋源(一九五七) 胆沢城跡調査報告 文化財調査報告 第四集 岩手県教育委員会

板橋源・田中喜多美(一九五九) 胆沢城跡 第二報 文化財調査報告 第六集 岩手県教育委員会

- (76) 板橋源・佐々木博康(一九七三) 鎮守府胆沢城跡―緊急調査概報 水沢市教育委員会
 板橋源・佐々木博康(一九七二) 陸奥国徳丹城―岩手県紫波郡矢巾町所在 岩手県文化財
 愛護協会 七九頁
 - (77) 工藤雅樹(一九七三) 東北古代史と城柵 前掲論文 二九―三二頁 前掲(27)
 - (78) 前掲(69) 二〇〇頁
 - (79) 仁井田陞(一九三三) 唐令拾遺 東方文化学院東京研究所 三八七―三八八頁 日本養老
 軍防令 六一―六五 条に相当する唐令はない。
 - (80) 前掲(76) 三四―三五頁
 - (81) 前掲(5)
- 一九七二年八月一日付渡辺博規氏の私信による。
 筆者が一九七一年八月に踏査した時には、遠田郡田尻町沼部大坊浦北部丘陵の北側の菅刈
 川右岸地帯は開田されていたので、土塁や隍の遺構はなかったが、村人の話を総合すると第
 四図のような形態であったと思われる。なお、その遺構は、田尻町沼部字袋沢・八郎沢・上
 荒田沢・一本杉沢の北端部にあったらしい。
- (82) 建設省国土地理院(一九六二) 一九五九年修正測量 五万分の一地形図 桶谷図幅 参照
 - (83) 続日本紀 靈龜元年五月三〇日 前掲(20) 六〇頁
 - 移相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野六国富民千戸、配陸奥之焉。
 - (84) 伊東信雄(一九七〇) 伽藍の創建年代 多賀城跡調査報告Ⅰ 多賀城廢寺跡 前掲書 一〇二―一〇三頁
 - (85) 前掲(32) 七頁
 - (86) 小林利宣(一九五八) 芸芸国府の研究 芸備地方史研究 二四号 一一―一六頁
 - (87) 加藤孝(一九七一) 陸奥国府守護結界考 東北学院大学論集 歴史学地理学 二号 創立八五周年記念号 一三五―
 四五頁



第4図 新田柵外土線推定断面図